

# 地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに收容される家財(生活用動産)を対象とする火災保険に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令された時(P25)、用語の解説(P52)をご覧ください。

## 補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(およびその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

## 保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。

## 保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

## 保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険  
普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

## 保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物 ・ 家財	全 損	保険金額の <b>100%</b> 〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の <b>50%</b> 〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の <b>5%</b> 〔時価の5%が限度〕

### 損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の 損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の <b>50%以上</b>	建物の延床面積の <b>70%以上</b>	家財の時価の <b>80%以上</b>
半 損	建物の時価の <b>20%以上50%未満</b>	建物の延床面積の <b>20%以上70%未満</b>	家財の時価の <b>30%以上80%未満</b>
一 部 損	建物の時価の <b>3%以上20%未満</b>	建物が床上浸水または地盤面から <b>45cmを超える浸水</b> を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合	家財の時価の <b>10%以上30%未満</b>

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

## 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成20年4月に改定され、5兆5,000億円となっています。(なお、平成23年5月に、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP27をご覧ください。)

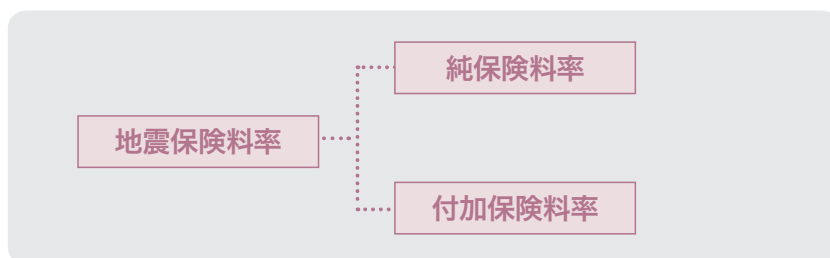
支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価  
新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額  
「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険金支払の分担方法(P27)、用語の解説(P53)をご覧ください。

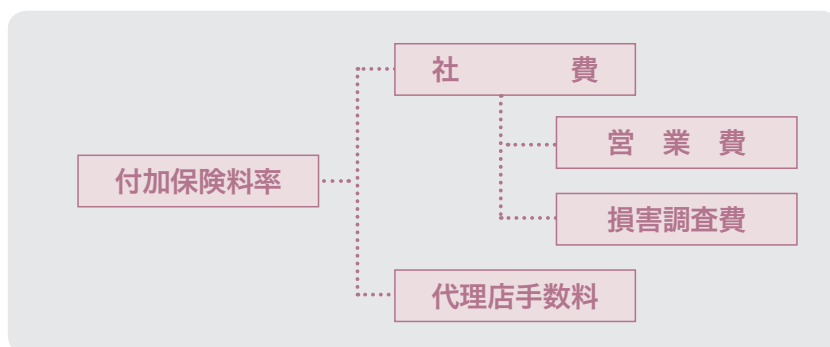
## 保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部(※)が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(震源数：約73万震源モデル)を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることにより計算します。

※地震調査研究推進本部

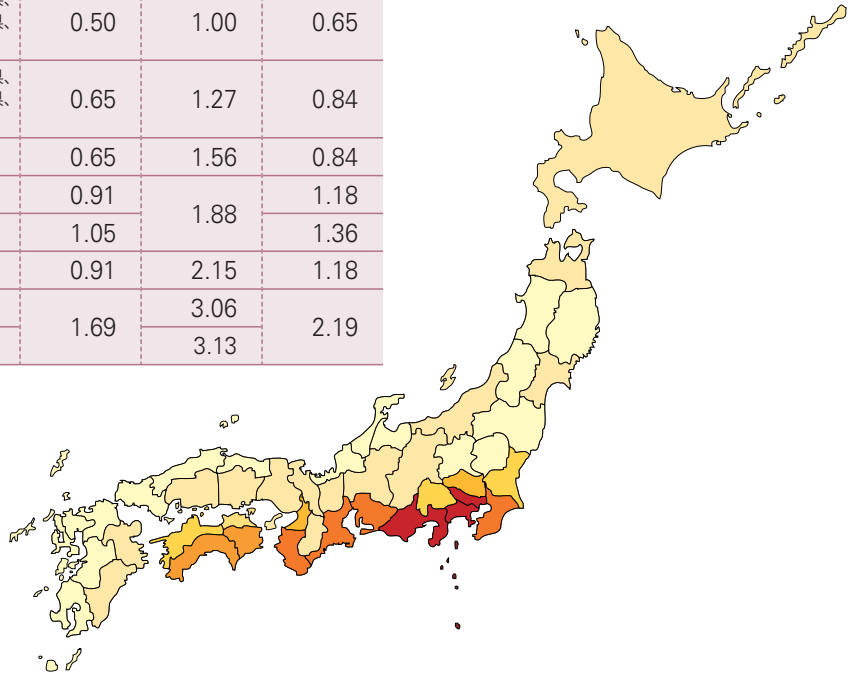
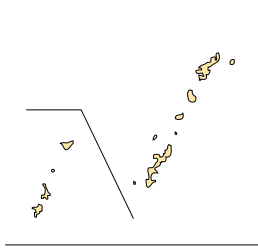
阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき平成7年7月に設置されました。

### 基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である**建物**および**家財**を収容する**建物の構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき (単位:円)

	イ構造※1	ロ構造※1	
			激変緩和措置有※2
岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	0.50	1.00	0.65
北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、 大分県、宮崎県、沖縄県	0.65	1.27	0.84
香川県	0.65	1.56	0.84
茨城県、山梨県、愛媛県	0.91	1.88	1.18
埼玉県、大阪府	1.05		1.36
徳島県、高知県	0.91	2.15	1.18
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	1.69	3.06	2.19
東京都、神奈川県、静岡県		3.13	



※1 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合(主として鉄骨・コンクリート造の建物)

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合(主として木造の建物)、木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建物に該当するものは、イ構造になります。

※2 「激変緩和措置」は、構造区分の判定基準の改定(平成22年1月1日実施)前から継続している火災保険に付帯する地震保険において、その改定により基準料率が引き上げとなる場合(具体的には、改定前の基準であればイ構造とされたものが、改定後にはロ構造とされる場合)に適用されます。これにより、経過措置が適用される区分を設けて極端な引き上げとならないよう調整を行っています。

### 割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

#### (イ)免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物またはその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

## (ロ)耐震等級割引

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物またはその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

### ※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

## (ハ)耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること(※)**が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

### ※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

## (二)建築年割引

**昭和56年6月以降に新築**された建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

### 長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

### 保険料計算例

所在地：兵庫県

建物構造：口構造(木造)

建築年月：平成12年1月の建物の場合

主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合(※)を50%とします。  
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝1,000万円  
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝300万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

- 建物 地震保険料の計算： $10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400 \text{円}$
- 家財 地震保険料の計算： $3,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420 \text{円}$

※付保割合  
火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

### 地震保険料控除制度

平成19年1月に地震保険料控除が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額(所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円)がその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

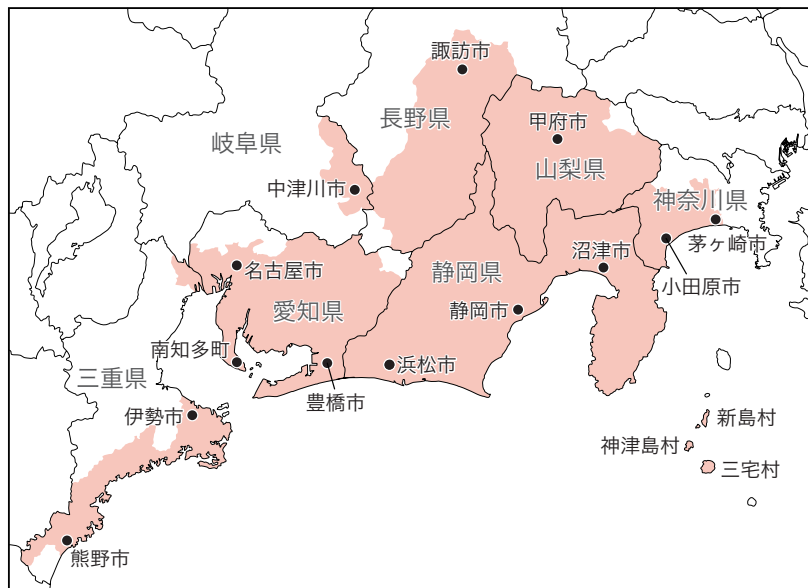
- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

### 参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)。

東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成23年4月1日現在)



## 再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

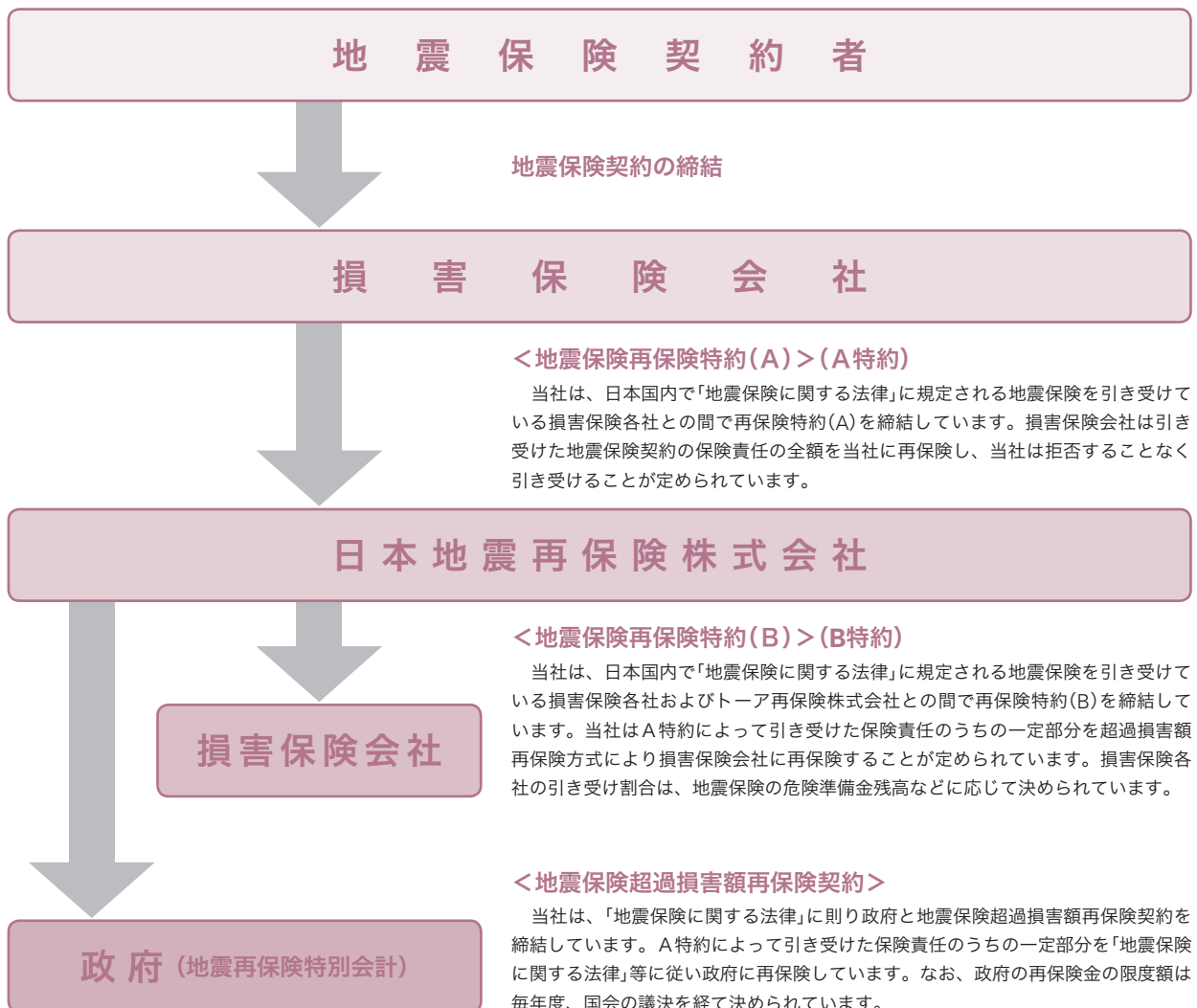
当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

## 再保険制度における当社の役割

当社は「地震保険に関する法律」に規定される地震保険の再保険業務を営む損害保険会社として設立され、元受損害保険会社が引き受けた地震保険契約の保険責任を再保険により全額引き受けて、その引受責任のうち一定部分を超過損害額再保険方式(一定額を超える損害額を再保険する方式)によって政府へ再保険しています。さらに、この政府への再保険を除いた保険責任のうち、一定部分を同じく超過損害額再保険方式により元受損害保険会社等(トーア再保険株式会社含む)へ再保険しています。

当社はこれらの再保険の当事者として、再保険取引に関する業務を一元的に処理し、また、自ら地震保険責任を保有し、損害の規模が時に異常巨大なものとなる地震リスクの地域的・時間的な平準化の機能を担っています。

### < 保険契約の流れ >



## 保険金支払いの流れ

地震等によって損害が生じたときは、まず損害保険会社が地震保険契約者に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。したがって、当社が支払ったA特約の再保険金の額は、損害保険会社から契約者にお支払いした保険金の額と結果的に同額となります。

また、巨大地震等が発生した場合には、損害保険会社は一時に保険金支払いのための多額の資金を準備しなければなりません。損害保険会社の保険金支払いに支障が生じないように、政府は「地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令」を定め、当社を通じて速やかに再保険金の概算払い(仮払い)を行います。

## 当社、損害保険会社および政府の保険金支払いの分担方法

1回の地震等により支払われる保険金の総額には、あらかじめ限度額が定められており、これを保険金総支払限度額(※)といいます。これは、関東大震災規模の地震が再来した場合においても保険金の支払いに支障がないように設定され、現在、5兆5,000億円とされています。この保険金支払いの当社、損害保険会社および政府のそれぞれの分担方法、責任限度額(※)の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生を受けて、同年5月2日付で以下のとおり改定されています。

### 1回の地震等によりお支払いする保険金の分担方法(再保険スキーム)



### 再保険スキームの考え方

- ・ 保険金支払いが1,150億円以内の小規模な地震までは、当社が負担します。
- ・ 保険金支払いが1,150億円を超える中規模な地震が発生した場合には、当社、損害保険会社、政府が自らの分担分を負担します。
- ・ さらに、保険金支払いが8,710億円を超える大規模な地震が発生した場合には、政府がより多く負担します。
- ・ 今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(震源数：約73万震源モデル)に当てはめ、それぞれの保険金支払いの分担額を発生頻度を加味して積算すると、政府は約57%負担し、当社を含めた民間損害保険会社は約43%負担することになります。

### 責任限度額

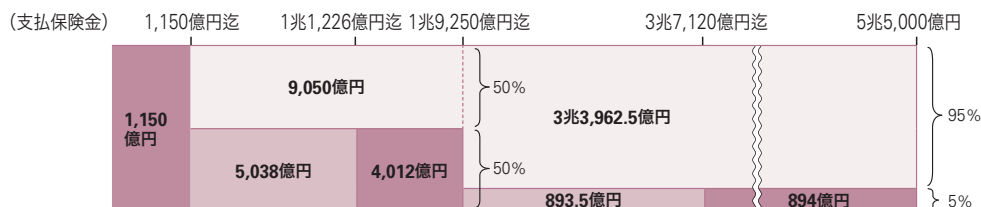
当	社	5,364.5億円
損	害	1,880億円
保	険	4兆7,755.5億円
会	社	
政	府	
合計(保険金総支払限度額※)		5兆5,000億円

※総支払限度額および責任限度額についてはP52、53の「用語の解説」をご覧ください。



**(参考：従前の再保険スキーム (平成21年4月1日～平成23年5月1日))**

※平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いには、この再保険スキームが適用されています。



■ 当社  
■ 損害保険会社  
■ 政府

当社	6,056億円
損害保険会社	5,931.5億円
政府	4兆3,012.5億円
<b>合計(保険金総支払限度額)</b>	<b>5兆5,000億円</b>

**平成22年度末の当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高**

ご契約者がお支払いした保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社では地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当社	4,244億円
損害保険会社	4,891億円
政府	1兆3,427億円
<b>合計</b>	<b>2兆2,563億円</b>

(注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。  
2. 政府責任準備金については、平成22年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。  
3. 当社、損害保険会社の平成22年度末危険準備金は、平成23年東北地方太平洋沖地震の支払準備金を控除した金額となっています。

**当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例**

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金	1,150億円までの部分	1,150億円を超え 8,710億円までの部分	8,710億円を超え 2兆円までの部分	負担額合計
当社		1,150	3,057	—	<b>4,207</b>
損害保険会社		—	723	564.5	<b>1,287.5</b>
政府		—	3,780	10,725.5	<b>14,505.5</b>
<b>合計</b>		<b>1,150</b>	<b>7,560</b>	<b>11,290</b>	<b>20,000</b>

## 平成22年度 再保険金の支払状況

平成22年度の再保険金支払額は、駿河湾を震源とする地震の再保険金を中心に1,814件(保険証券の件数ベース)、1,033百万円となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金支払いは、平成22年度には発生しておりません。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月 11日	6.5	750	<b>359</b>
2 伊豆半島東方沖を震源とする地震	平成21年12月 17日	5.1	178	<b>126</b>
3 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月 14日	7.2	151	<b>86</b>
その他の地震	—	—	735	<b>460</b>
平成22年度支払再保険金合計	—	—	1,814	<b>1,033</b>

## 再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位20地震等については以下のとおりです。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いは平成23年6月29日現在で1兆円を超えており、支払件数、支払保険金は地震保険制度発足以来最大の支払であった平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を上回ります。

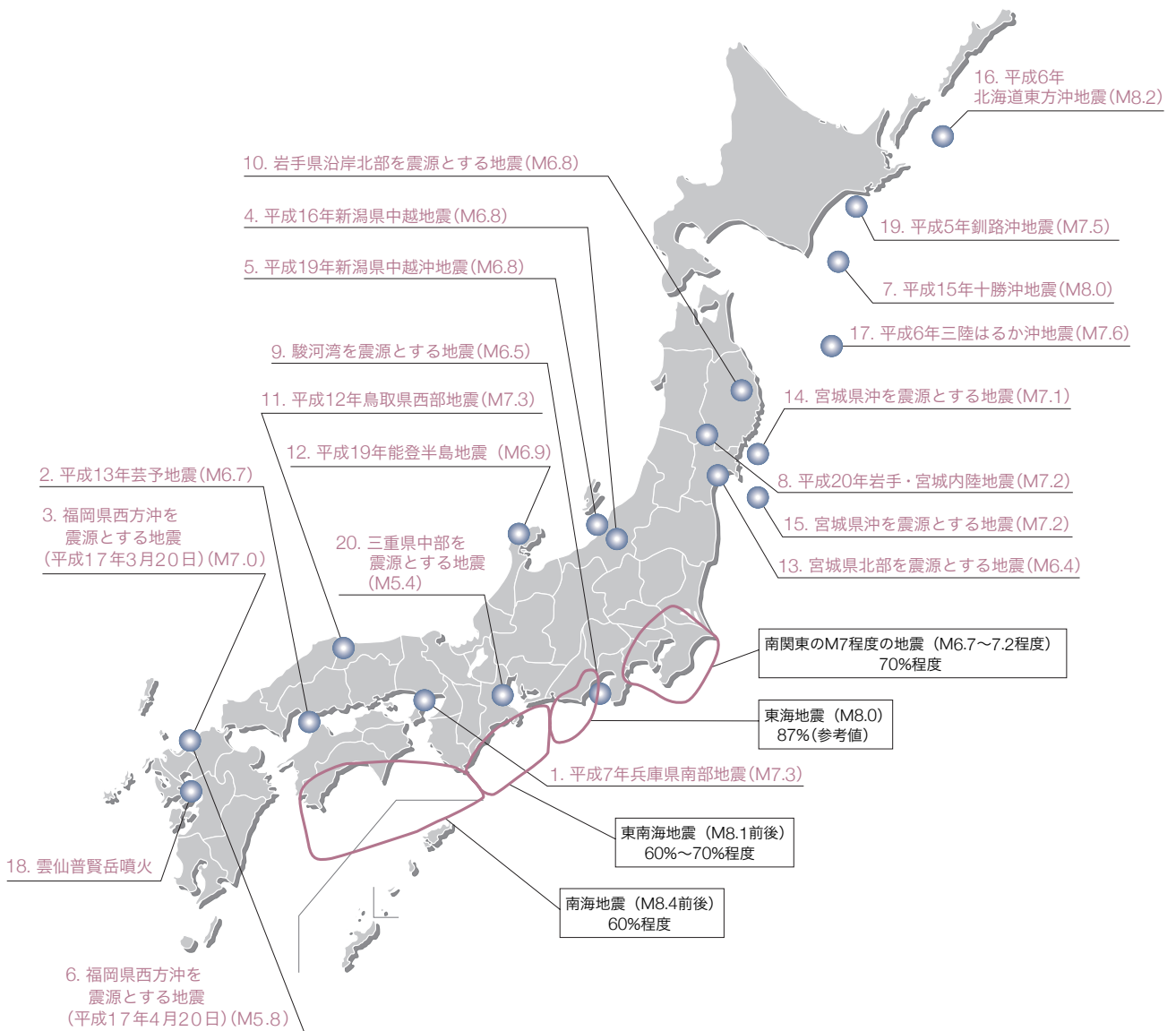
(平成23年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月 17日	7.3	65,427	<b>78,346</b>
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月 24日	6.7	24,450	<b>16,940</b>
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月 20日	7.0	21,998	<b>16,921</b>
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年 10月 23日	6.8	12,602	<b>14,895</b>
5 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月 16日	6.8	7,846	<b>8,238</b>
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月 20日	5.8	11,330	<b>6,423</b>
7 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月 26日	8.0	10,548	<b>5,988</b>
8 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月 14日	7.2	8,151	<b>5,494</b>
9 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月 11日	6.5	8,994	<b>4,868</b>
10 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月 24日	6.8	7,738	<b>3,963</b>
11 平成12年鳥取県西部地震	平成12年 10月 6日	7.3	4,078	<b>2,868</b>
12 平成19年能登半島地震	平成19年 3月 25日	6.9	3,302	<b>2,728</b>
13 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月 26日	6.4	2,543	<b>2,172</b>
14 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月 26日	7.1	2,970	<b>1,918</b>
15 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月 16日	7.2	2,793	<b>1,551</b>
16 平成6年北海道東方沖地震	平成 6年 10月 4日	8.2	4,103	<b>1,333</b>
17 平成6年三陸はるか沖地震	平成 6年 12月 28日	7.6	4,172	<b>1,237</b>
18 雲仙普賢岳噴火	平成 5年 4月 28日	—	216	<b>1,134</b>
19 平成5年釧路沖地震	平成 5年 1月 15日	7.5	3,627	<b>989</b>
20 三重県中部を震源とする地震	平成19年 4月 15日	5.4	1,563	<b>914</b>

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記しております。



## 都道府県別の契約状況

(平成23年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	契約件数(B) (件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	契約件数(B) (件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %
北海道	2,654	526,832	4,095,849	<b>19.8</b>	滋賀	510	106,345	930,931	<b>20.8</b>
青森	571	87,710	629,390	<b>15.4</b>	京都	1,116	239,506	2,091,568	<b>21.5</b>
岩手	503	66,877	564,886	<b>13.3</b>	大阪	3,901	995,163	8,224,086	<b>25.5</b>
宮城	906	306,657	2,606,892	<b>33.8</b>	兵庫	2,345	455,497	3,982,909	<b>19.4</b>
秋田	419	54,425	443,303	<b>13.0</b>	奈良	555	124,764	1,153,472	<b>22.4</b>
山形	397	51,904	455,171	<b>13.1</b>	和歌山	428	86,225	745,817	<b>20.1</b>
福島	749	109,603	933,666	<b>14.6</b>	鳥取	226	40,352	353,077	<b>17.8</b>
茨城	1,121	214,101	1,833,404	<b>19.1</b>	島根	276	32,419	297,154	<b>11.7</b>
栃木	753	131,072	1,177,736	<b>17.4</b>	岡山	780	130,831	1,134,500	<b>16.8</b>
群馬	766	99,149	852,535	<b>12.9</b>	広島	1,226	307,035	2,640,358	<b>25.0</b>
埼玉	2,910	707,810	5,737,601	<b>24.3</b>	山口	643	117,253	1,051,505	<b>18.2</b>
千葉	2,573	706,559	5,765,310	<b>27.5</b>	徳島	320	73,756	650,504	<b>23.0</b>
東京	6,296	1,933,705	16,030,218	<b>30.7</b>	香川	410	100,890	929,175	<b>24.6</b>
神奈川	3,928	1,143,723	9,413,458	<b>29.1</b>	愛媛	630	120,691	1,093,672	<b>19.1</b>
新潟	849	143,281	1,237,474	<b>16.9</b>	高知	349	75,204	636,518	<b>21.5</b>
富山	388	57,606	588,350	<b>14.8</b>	福岡	2,175	599,684	4,963,092	<b>27.6</b>
石川	444	89,199	726,365	<b>20.1</b>	佐賀	309	44,640	391,096	<b>14.4</b>
福井	272	51,373	523,195	<b>18.9</b>	長崎	611	67,291	542,717	<b>11.0</b>
山梨	335	81,649	808,648	<b>24.3</b>	熊本	729	170,498	1,473,081	<b>23.4</b>
長野	814	106,002	1,070,867	<b>13.0</b>	大分	508	89,947	809,280	<b>17.7</b>
岐阜	745	208,805	1,773,416	<b>28.0</b>	宮崎	500	99,883	803,022	<b>19.9</b>
静岡	1,440	360,710	3,274,648	<b>25.0</b>	鹿児島	786	164,858	1,240,866	<b>21.0</b>
愛知	2,891	1,029,491	8,566,051	<b>35.6</b>	沖縄	559	60,360	535,410	<b>10.8</b>
三重	724	176,345	1,480,851	<b>24.3</b>	全国計	53,362	12,747,680	107,263,116	<b>23.9</b>

(注) 1. 世帯数は総務省による。平成23年3月末現在の統計は未だ公表されていないため、平成22年3月末現在の統計である。  
2. 地震保険契約件数・保険金額および付帯率は、損害保険料率算出機構による。

※ 付帯率は、平成21年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

付帯率(※)	46.5
--------	------

## 大きな地震災害が想定される地域の契約状況

(平成23年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	23,833	6,513,971	54,530,482	<b>27.3</b>	ほぼ0%~1%
首都直下地震	16,830	4,705,898	38,779,994	<b>28.0</b>	70%程度
東海地震	22,661	6,454,799	53,921,073	<b>28.5</b>	87% (参考値)
東南海地震	21,482	5,706,889	48,053,028	<b>26.6</b>	60%~70%程度
南海地震	29,244	7,400,932	62,420,907	<b>25.3</b>	60%程度

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

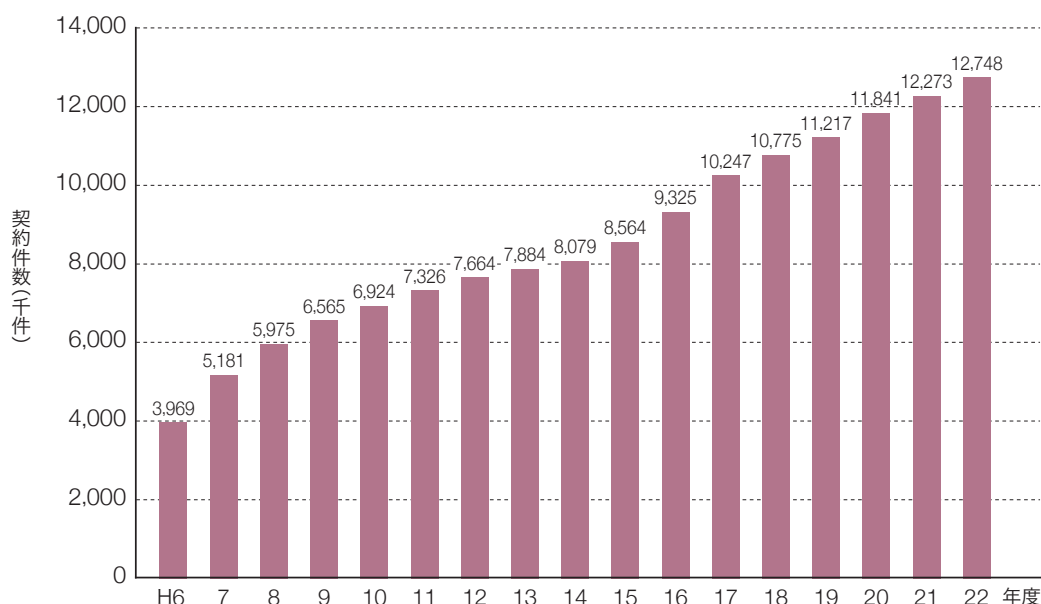
東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1. 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究推進本部の「平成22年(2010年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。  
首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

## 近年の地震保険契約件数の推移



	世帯数(A) (世帯数)	契約件数(B) (件)	世帯加入率 (B/A)%	付帯率 (%)
平成 6年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
平成 7年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
平成 8年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
平成 9年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
平成 10年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
平成 11年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
平成 12年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
平成 13年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
平成 14年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
平成 15年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
平成 16年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
平成 17年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
平成 18年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
平成 19年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
平成 20年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
平成 21年度	53,362,801	12,273,102	23.0	46.5
平成 22年度	—	12,747,680	23.9*	—

(注) 1. 世帯数は総務省、地震保険契約件数は損害保険料率算出機構による。

2. 付帯率は、各年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

※ 平成22年度の世帯数は未だ公表されていないため、平成21年度の世帯数から算出した暫定値である。

#### 参考：政府の地震再保険特別会計の概要

- ①地震は頻度、損害の規模等にバラツキがあり、数年程度の短期間では発生確率を安定的に見込めません。また、損害が時に異常巨大なものとなる可能性があり、損害保険会社のみで保険責任を負担することが困難です。
- ②このため地震保険は、超長期で収支相償を図り、制度の安定性を保つ必要があるため、政府が超長期の収支を考えうる立場において、民間の力の不足とすところを補うため、再保険を引き受けることで関与しています。
- ③特別会計としての区分経理の必要性は、一定の事業について受益と負担の関係等に着目するなどして収支を明らかにして政府の経理を明確にし、国民への説明責任を果たすことや、そのことを通じて、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことなどに求められます。
- ④地震再保険特別会計は、政府の再保険事業収支を明らかにするとともに、大地震の発生に際して、再保険金の支払いに支障が生じないよう弾力的に財政上の措置を講ずる必要があるとして昭和41年に設置されました。
- ⑤地震再保険特別会計の歳出目的は地震再保険金支払いに限定され、地震保険契約者から収納した保険料を歳入財源としているものであり、歳入と歳出を明確に対応して経理し、厳格に責任準備金の管理を行うことにより、国民への説明責任を果たしています。